



平成 25 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク  
代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎  
(コード番号 7468)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 平井和明  
(TEL 03-5302-1569)

### 当社第 39 回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の付議議案及び

#### 当社のスクイズアウトに係る株主提案議案への意見表明(賛成)のお知らせ

当社は、当社株主より、平成 25 年 5 月 1 日付けで、同年 6 月 28 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主提案権の行使（全部取得条項付種類株式制度を利用したスクイズアウトの件）に関する書面を受領し、本日開催の取締役会において、同提案に対する取締役会の賛同意見を決議するとともに、下記のとおり、本定時株主総会及び本定時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）における付議議案を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、下記 **2** に記載のとおり、提案株主より、株主提案議案が承認可決された後に株主の皆様に対して支払われる株式取得の対価については、1 株 300 円との提案を受けております。

あわせて、当社は、下記 **3** に記載のとおり、当社のスクイズアウトに係る株主提案議案が承認可決されることを条件として、株主の皆様が長期にわたる当社への資本貢献に報いるため、上場廃止に伴う特別配当金として、平成 25 年 3 月 31 日時点の株主様に対し、1 株につき 83 円の期末配当を実施するための議案（本定時株主総会第 1 号議案）を付議することとしております（なお、当社株主である栗原新太郎及び栗原暎子の両氏からは、上場廃止に伴う特別配当金の受取りを辞退したいとの申し出があり、当社もこれを了承しております。）。

記

#### 1 本定時株主総会及び本種類株主総会への付議議案の内容

##### (1) 本定時株主総会

<会社提案（第 1 号議案及び第 2 号議案）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件（上場廃止に伴う特別配当金）  
第2号議案 役員（取締役・監査役）選任の件  
＜株主提案（第3号議案）＞  
第3号議案 全部取得条項付種類株式制度を利用したスクイズアウトの件

(2) 本種類株主総会

- ＜株主提案＞  
議 案 全部取得条項付種類株式制度を利用したスクイズアウトの件（全部取得条項の付加に係る定款一部変更）

## 2 株主提案議案とこれに対する当社取締役会の意見

株主提案議案は、全部取得条項付種類株式制度を利用した当社のスクイズアウトに係る議案であり、今後の当社の在り方に関わる重要な議案であることから、まず、株主提案議案の内容からご説明します。

(1) 提案株主

当社代表取締役 栗原新太郎（同氏は、6ヶ月前から継続して総株主の議決権の100分の1以上の議決権〔10,100個。総株主の議決権の19.54%〕を保有する株主であります。）

(2) 提案の理由及び内容

本定時株主総会

### 第3号議案 全部取得条項付種類株式制度を利用したスクイズアウトの件

(1) 提案の理由

貴社は、非公開化のための一連の取引の一環として、平成25年2月4日から平成25年3月25日まで公開買付けを行い（以下「本公開買付け」といいます。）、貴社普通株式226,619株を取得するに至りました。その結果、創業家の一員であると同時に第一位株主である栗原暎子が保有する普通株式に係る議決権の数（11,080個）、及び、創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、貴社代表取締役でもある栗原新太郎（以下「私」といいます。）が保有する普通株式に係る議決権の数（10,100個）の合計数は、総株主の議決権の数の46.53%（小数点以下第三位を四捨五入。なお、総株主の議決権の数は、当社の第38期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数（47,787個）より、本公開買付けに応募のあった株式（226,619株）に係る議決権の数（2,266個）を減じた数である45,521個として計算しております。）となりました。

しかしながら、栗原暎子及び私のみを会社の株主として、貴社普通株式を非公開化するための全部取得条項付種類株式を利用した非公開化手続き（以下「本非公開化手続」といいます。）は、平成25年5月14日に開催された臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、第1号議案が否決されたことにより実施に至りませんでした。

もともと、私は、貴社の今後の状況、すなわち、今はまさに貴社の事業形態の大きな転換期であり、今後一定期間は、リスクの高い事業に対する投資を株主の皆様が強いる

ことになるという状況を踏まえ、平成 25 年 5 月 1 日付けで臨時株主総会において貴社提案議案が否決されることを条件として、以下の方法により全部取得条項付種類株式を用いて非公開化することが、貴社の企業価値の向上に資することになり、また、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様にとっても、貴社株式を売却し得る適切な機会を提供することができると思え、貴社に対し、定時株主総会において、非公開化の実施することの議案を提案いたしました（以下「本株主提案」といいます。）。

貴社におかれては、以下の提案等の趣旨をご理解いただき、本株主提案にご賛同いただけますようお願い申し上げます。

- ① 貴社の定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設し、貴社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①の手続による変更後の貴社定款の一部を追加変更し、貴社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、貴社は、全部取得条項付普通株式に係る株主（但し、貴社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、栗原暎子及び私を除く株主の皆様を取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、割り当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条の定めに従い、最終的には金銭が交付されることとなります。

本議案は、本非公開化手続①②③の手続を実施することを、一括してお諮りするものであります。

## (2) 提案の内容

### ① 種類株式発行に係る定款一部変更

本非公開化手続のうち、上記「(1)提案の理由」の①に係る部分です。

すなわち、会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、貴社定款の一部を変更し、定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設し、貴社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）とするものです。

変更の内容は、以下のとおりです。なお、当該部分に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点で効力を生じるものいたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式

<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とし、当社の発行可能種類株式総数は、普通株式19,999,990株、A種種類株式10株とする。</p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第19条の2</p> <p>第14条、第15条、及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第13条の規定は定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

② 全部取得条項の付加に係る定款一部変更

本非公開化手続のうち、上記「(1)提案の理由」の②に係る部分です。

すなわち、上記「(1)提案の理由」の①による変更後の貴社の定款の一部を追加変更し、貴社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付する旨の定めを新設するものとします（なお、全部取得条項が付された後の貴社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）

変更の内容は、以下のとおりであります。上記「(1)提案の理由」の①に係る変更後の定款の規定を追加変更するものです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、

本議案が原案どおり承認可決されることはもとより、普通株主様による種類株主総会において、本議案と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることも条件とするものといたします。

また、当該部分に係る定款変更の効力発生日は、平成 25 年 7 月 22 日といたします。  
(下線は変更部分であります。)

①による変更後の定款	追加変更案
第 2 章 株式 (新設)	第 2 章 株式 <u>(全部取得条項)</u> 第 5 条の 3 <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

### ③ 全部取得条項付普通株式の取得

本非公開化手続のうち、上記「(1)提案の理由」の③に係る部分です。

すなわち、会社法第 171 条第 1 項並びに上記「(1)提案の理由」の①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、貴社は、全部取得条項付普通株式に係る株主（但し、貴社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得するものであります。

全部取得条項付普通株式の取得の内容は、以下の通りであります。

#### (i) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、下記 (ii) において定める取得日において、取得日の前日の最終の貴社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対し、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 1,010,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、栗原暎子及び私以外の貴社の株主に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となるものとします。

#### (ii) 取得日

平成 25 年 7 月 22 日

#### (iii) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、本議案が原案どおり承認可決されることはもとより、普通株主様による種類株主総会において上記「(1)提案の理由」の②の部分と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに上記「(1)提案の理由」の②の部分に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

### (3) 当社取締役会の意見

上記株主提案に対する当社取締役会の意見は、賛同であります。

その理由は、以下のとおりであります。

当社は、当社創業家の一員であると同時に第二位株主であり、かつ、当社の代表取締役でもある栗原新太郎（以下「栗原氏」といいます。）より、平成25年5月1日付けで、臨時株主総会において会社提案議案が否決されることを条件として、本株主提案を受けました。

栗原氏は、臨時株主総会における当社提案議案が否決されたとしても、なお、当社を取り巻く厳しい経営環境の中で、当社が事業形態の転換を図る結果、今後当社が営む新規事業から安定的な収益を得るまでには、なお時間を要し、一般株主の皆様を大きな事業リスクに晒すことになること、また、当社が中長期的な成長を図る観点から、このような事業展開を遂行するためには、短期的な業績の変動に左右されることなく取り組む必要があることから、当社が外部の環境に左右されず事業基盤の強化・安定を図るためには、当社株式を非公開化することが最善の手段であると考えているとのことです。

当社は、臨時株主総会においてスクイズアウト手続きに係る議案が否決されたことを受け、改めて本株主提案の内容と当社普通株式を非公開化することの意義について検討してまいりました（なお、この検討の過程に提案株主である栗原氏は参加しておりません。）。

その結果、平成25年2月1日付け「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は今後、従来の顧客である国内メーカーの製品を、アジアを中心とした海外に販売する活動に注力してまいりますが、当該事業から安定的に収入を得られるようになるには一定の時間を要すると考えられること、それまでは短期的には株主の皆様を高度の事業リスクに晒すことによってご迷惑をおかけするおそれがあるため、株主の皆様は、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供することが、株主の皆様に対する最善の措置であるという考えに、やはり変わりはなく、当社を非公開化することが合理的であるという結論に至りました。

また、非公開化の対価である1株300円が相当であるか否かについては、平成25年5月14日開催の臨時株主総会において株主の皆様のご賛同を得られなかったことを受け、栗原氏より、現在の市場株価を勘案してプレミアムを付加した価格として提案されており、市場株価にプレミアムが付された価格であること、及び提案を受けた価格は、改めて当社取締役会が取得した会計専門家による意見によると、DCF法及び市場株価法による当社株式価値の算定結果をいずれも上回るものであり（詳細は下記「6 少数株主の利益の保護に関する事項」をご参照ください。）、相当であるとされていることから、対価も相当であるとの結論に至りました。

そこで、当社取締役会は、本株主提案は、株主の皆様の利益の確保及び当社の中長期的な企業価値向上に一定の合理性があり、その対価も相当であることから、賛同としたいと存じます。なお、当社の代表取締役社長及び本株主提案の提案株主である栗原新太郎は、本株主提案に関し当社と構造的な利益相反状態にあり、特別利害関係人に該当するおそれがあるため、本日開催の当社の取締役会における本株主提案に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておりません。

本種類株主総会

## 議案 全部取得条項付種類株式制度を利用したスクイズアウトの件（全部取得条項の付加に係る定款一部変更）

### (1) 提案の理由

本定時株主総会の第3号議案「(1)提案の理由」でご説明申し上げた本非公開化手続のうち、②の手続として、本定時株主総会第3号議案のうち①に係る変更後の定款の規定を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き替えに、本定時株主総会の第3号議案のうち①の部分に係る定款変更に基づき新たに設けられるA種種類株式を1,010,000分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、本定時株主総会の第3号議案「(1)提案の理由」のとおり、栗原暎子及び栗原新太郎を除く貴社の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となるものとなる予定です。

### (2) 提案の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本議案が原案どおり承認可決されることはもとより、本定時株主総会第3号議案が原案どおり承認可決されることも条件とするものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成25年7月22日といたします。

(下線は変更部分であります。)

本定時株主総会第3号議案の①による変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 (全部取得条項) 第5条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,010,000分の1株の割合をもって交付する。

### (3) 当社取締役会の意見

本定時株主総会第3号議案の当社取締役会の意見と同様、賛同するものであります。

## 3 会社提案議案の概要

本定時株主総会

### 第1号議案 剰余金の処分の件（上場廃止に伴う特別配当金）

当社は、スクイズアウトによって当社が上場廃止となった場合には、これまでの株主の皆様との長期間にわたる当社への資本貢献に報いる最後の機会となるため、1株あたり83円の期末配当（上場廃止に伴う特別配当金）をさせていただくものです。なお、本議案は、

当社がスクイズアウトすることによって上場コストが削減されるなどによって収益構造が変更することを前提として実施するものであることから、第3号議案及び普通株主様による種類株主総会の議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

また、株主である栗原新太郎及び栗原暎子の両氏からは、上場廃止に伴う特別配当金の受取りを辞退したいとの申し出があり、当社もこれを了承しております。

なお、当社は、本株主提案が承認可決されることを条件として、第1号議案で剰余金の処分の件を上程しておりますが、剰余金の処分の件につき本株主提案の承認可決を条件とすることについても、当社取締役会が当該株主提案議案に対して賛成を表明していることを踏まえ、会社法上議案に条件を付すことを禁止する規定はなく、問題ない旨を二重橋法律事務所に確認しております。

## 第2号議案 役員（取締役・監査役）選任の件

### (1) 取締役3名選任の件

現在の取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となるため、より機動的に意思決定が行えるよう、取締役3名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです（※印は新任取締役候補者です）。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
くりはら しんたろう 栗原新太郎 (昭和46年5月11日生)	平成15年7月 当社入社 平成15年10月 当社経営企画室 平成16年5月 当社本社営業部 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）
※ くりはら えいこ 栗原暎子 (昭和17年3月12日生)	昭和50年1月 丸栄商事株式会社（現当社）取締役 平成6年6月 丸栄商事株式会社（現当社）取締役退任
※ くりはら かほ 栗原佳穂 (昭和46年6月30日生)	平成12年1月 株式会社住まいと保険と資産管理取締役副社長 平成13年8月 株式会社ビジネスブレイクスルー入社 平成16年4月 株式会社ビジネスブレイクスルー退社

注：栗原暎子は、代表取締役社長栗原新太郎の母であります。

栗原佳穂は、代表取締役社長栗原新太郎の妻であります。

### (2) 監査役2名選任の件

監査役菊山洋一氏及び中川治氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任しますので、監査役2名の選任をお願いするものです。

監査役候補者は次のとおりです（※印は新任監査役候補者です）。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
※ いしげ かずお 石毛和夫 (昭和44年5月25日生)	平成11年4月 弁護士登録 あさひ法律事務所入所 平成15年7月 政府系ファンド「㈱産業再生機構」入社（～平成18年） 平成16年8月 スカイネットアジア航空㈱監査役（兼務～平成19年） 平成16年11月 ㈱OCC監査役（兼務～平成18年） 平成17年3月 官崎交通㈱監査役（兼務～平成18年）



	平成18年1月	あさひ・狛法律事務所（現・西村あさひ法律事務所）入所
	平成19年4月	法律特許事務所イオタ パートナー就任
	平成19年6月	シンプレクス・アセット・マネジメント(株)監査役（兼務、現任）
	平成22年4月	(株)フィデック（現アクリーティブ(株)）監査役（兼務～平成23年）
	平成23年1月	ほくと総合法律事務所 パートナー就任（現在に至る）
※ さかもと ともひろ 坂本 朋博 (昭和37年12月17日生)	昭和62年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
	平成8年10月	KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
	平成12年4月	公認会計士登録
	平成19年9月	弁護士登録
	平成19年9月	三井法律事務所 入所
	平成24年5月	坂朋法律事務所開設（現在に至る）

#### 4 上場廃止の予定について

本定時株主総会及び本種類株主総会において、株主提案議案が原案通り承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成25年6月28日から平成25年7月16日の間、整理銘柄に指定された後、平成25年7月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

#### 5 今後のスケジュールの概要（予定）

今後のスケジュールの概要（予定）は以下のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会開催	平成25年6月28日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成25年6月28日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年6月28日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成25年7月1日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成25年7月16日（火）
当社普通株式の上場廃止日	平成25年7月17日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成25年7月22日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成25年7月22日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成25年7月22日（月）

#### 6 少数株主の利益の保護に関する事項

栗原暎子及び栗原新太郎は当社の主要株主に該当します。当社は、主要株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得する等、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利害を害することのないよう適切に対応することとしてお

り、本株主提案に賛同するに際しても、以下の対応を行っております。

まず、当社は、本株主提案に対し、上記2の「(3) 当社取締役会の意見」に記載の事情に鑑み検討した結果、今後の当社の状況に鑑みると、株主の皆様は、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供することが、株主の皆様に対する最善の措置であり、当社を非公開化することが合理的であるという結論に至りました。

さらに、本株主提案に従い、当社への売却対価として株主の皆様は、交付することになる当社 A 種種類株式の売却金額については、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、株主の皆様が所有する全部取得条項付種類株式の数に 300 円を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様は、交付されるような価格に設定することを予定しています。当社は、この 1 株 300 円の売却対価の公正性・妥当性を検証するにあたり、当社から独立する東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「東京 FA」という。）に当社の株式価値算定を依頼し、平成 25 年 5 月 29 日付けで「株式価値算定報告書」（以下「本報告書」という。）を受領しました。栗原氏より提案のあった 1 株 300 円という売却対価は、東京 FA が用いた算定手法である市場株価法による平成 25 年 5 月 24 日を基準日とする過去 6 ヶ月～過去 1 ヶ月の平均株価（209～286 円）及び DCF 法（230～243 円）による算定結果の上限をいずれも上回るものであり、また、貴社の直近の市場株価である平成 25 年 6 月 5 日の終値（259 円）に対して 15.8%のプレミアムが付されている価格であります。なお、東京 FA は、当社が継続企業を当然の前提としていることから純資産法に基づく算定を行っておりません。

さらに、当社は、本株主提案に賛同する旨の決議を行うにあたり、以下のような手続きを経ております。

すなわち、当社の代表取締役社長及び本株主提案の提案株主である栗原新太郎は、本株主提案に関し当社と構造的な利益相反状態にあり、特別利害関係人に該当するおそれがあるため、本日開催の当社の取締役会における本株主提案に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、栗原新太郎を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本株主提案に賛同する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が審議に参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。さらに、当社は、取締役会決議の方法等に関して、法務アドバイザーである岩田合同法律事務所からの法的助言を受けております。

また、当社取締役会は、上記決議に先立ち、栗原新太郎及び当社との間に利害関係のない二重橋法律事務所に対し、当社が本株主提案に賛同することが、当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。その結果、当社の取締役会は、平成 25 年 6 月 5 日付で、二重橋法律事務所より、当社の取締役会による本株主提案に賛同する旨の決定は、①非公開化の目的に合理性が認められること、②売却対価の公正性・妥当性が認められること、③本株主提案に対する意見表明の手続きは適正に行われていることから、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見をいただいております。なお、二重橋法律事務所からは、先の 4 月 10 日を基準日とした臨時株主総会において否決された当社の非公開化について、適法な株主提案を受けて、平成 25 年 3 月 31 日時点の株主様を議決権を有する株主として、定時株主総会にお諮りすることは適法であるとの意見をいただいております。当社としてもかかる意見を踏まえ賛同の決議をしております。

以 上